

積算内訳書等の作成等にあたっての取扱い（お知らせ）

平成27年4月

県の建設工事等の入札時における積算内訳書につきまして、平成18年10月より、本格運用しておりますが、27年4月より、積算内訳書提出対象基準額を引き下げましたのでご注意ください。

◇積算内訳書提出対象基準額の引き下げ

入札契約の適正化法の趣旨に則り、すべての競争入札の建設工事等を提出の対象とします。

- ・建設工事：予定価格250万円以上 → **すべての競争入札**
- ・委託業務：予定価格100万円以上 → **すべての競争入札**

◇入札書及び積算内訳書の作成等にあたっての留意事項

入札書及び積算内訳書の作成等にあたっては、下記の留意事項を厳守してください。

- ・入札額が税抜き予定価格を超える場合は、資格停止の対象となりますので、見積額が税抜き予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
(入札辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。)
- ・積算内訳書の様式は、原則として、県が提示する本工事費内訳表とすること。
- ・積算内訳書に「工事番号」「工事名」「会社名」を明記すること。
- ・積算内訳書の提出について、これを書換え、引替え又は撤回をすることができないこと。
- ・ // 内容について、発注機関から説明を求める場合があること。
- ・ **下記の必須要件が欠けた場合は、当該入札を無効とすることがあります。**

①内訳書の合計金額と入札額が一致していること。

- ・内訳書の税抜き合計額（工事価格）と入札書記載の入札金額が一致していること。

②記載すべき項目を満たしていること。

- ・当該工事の「工事番号、工事名及び会社名」が記載されていること。

③一括値引きがないこと。

- ・内訳書税抜き合計額（工事価格）算出の際に、一括して値引きをしていないこと。
(各項目で値引き・調整されているものは可とする。)

④端数調整・処理がないこと。

- ・入札書記載の金額が内訳書の税抜き合計額（工事価格）の端数を調整・処理された金額になっていないこと。(ただし、千円未満の端数は除く。)

⑤その他、内訳書として不備がないこと。

- ・直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の計が内訳書税抜き合計額（工事価格）と一致していること。

◇適用

- ・適用日 平成27年4月1日

※その他、不明な点については、入札書提出前に各発注機関にお問い合わせください

(参考)

◇記載すべき事項について

○県の様式を使用する場合の例

記入 不要	工事 番号	第〇〇〇号	〇〇〇〇 (〇〇) 工事 見積書		
	年度	平成〇〇年度	◇◇市××地内		
	事業 概要	施工延長L = m 〇〇工N = 1式	設計年月日	平成 年 月 日	
			施工方法	請負	
			施工期間	平成 年 月 日限り	
			起工年月日		
			竣工年月日		
			歩掛適用年月日		
起工理由		→ 会社名 (上段でも可) を記入			

○独自様式を用いる場合も、いずれかに工事番号、工事名、会社名は必ず記入してください

◇一括値引きについて

本工事費内訳表

名称	数量	単位	単価	金額	
排水工	1	式		855,000	値引き等 ○
U字側溝	1	式		445,000	" ○
直接工事費系…①	1	式		5,000,000	値引き等 ×
共通仮設費計…②	1	式		2,500,000	" ○
現場管理費計…③	1	式		2,500,000	" ○
一般管理費計…④	1	式		913,500	" ○
合計 (=①+②+③+④)	1	式		10,913,500	
値引き	1	式		-13,500	値引き等 ×
工事価格	1	式		10,900,000	値引き等 ×

◇端数調整・処理について

(単位：円)

見積書工事価格	入札額	
350,451,333	350,451,000	○
	350,452,000	○
	350,451,330	○
	350,451,333	○
	350,000,000	×
	350,450,000	×
	360,460,000	×